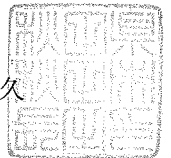


市相一陳情 第81号
平成16年11月12日

秋田県労働福祉協議会
会長 長谷川 秀 夫 様

秋田市長 佐 竹 敬 久



「労働者福祉に関する要請」について（回答）

平成16年10月25日付けでご要請のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

今後とも、本市市政の推進にあたり、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 労働者福祉の向上・前進に向け、秋田県労福協および構成団体である労福事業団体（東北労働金庫秋田県本部、全労済秋田県本部、秋田県勤労者住宅生活協同組合、財団法人秋田県労働会館）に対して引き続き支援・協力していただくとともに、事業や制度内容を周知・宣伝していただきたい。

ご要望については、可能な範囲で協力してまいります。

なお、各種制度等については、広報あきた等を通じ周知を図ってまいります。

《工業労政課》

2. 給付削減と保険料引上げの繰り返しによる年金不信の増大、空洞化の進行という悪循環を断ち、年金制度の抜本的改革を行うこと。現行の給付水準を基本的に維持し、国民に安心と信頼を保障する年金制度を再構築するよう政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

年金制度に関する改正については、これまで5年ごとに行われてきましたが、本市としては、全国各地の市が会員となっている全国都市国民年金協議会や全

国市長会を通じ、年金制度のありかたについて国に要望してきたところです。
今後とも、国の動向に注視しつつ、年金制度全般にわたって関係機関と協議しながら要望してまいります。

《国保年金課》

3. 東北労働金庫秋田県本部に対する預託金について、①労働者福祉対策金2億円、②秋田市勤労者福祉サービスセンター融資制度見合い預託金1千万円をお願いしたい。

預託については継続する方向ですが、金額については検討中です。

《工業労政課》

4. 財形制度を以下のように改善するよう、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

- 1) 財形年金および財形住宅貯蓄の非課税限度額を、現行の550万円から1,000万円に引上げること。併せて、非課税限度額を越えた金額のみ課税となる積立を認めること。
- 2) 非課税財形貯蓄については、解雇等によりやむを得ず中途払い出しを行う場合について、遡及課税は行わないこと。

財形貯蓄の非課税限度額制度については、勤労者の資産形成を促進することにより、その生活の安定を図るための税制面での支援という意味合いを持っていることから、金融税制など他の制度との整合性を図りながら、雇用の流動化が進む中での制度設計を含め、税制全体の中で議論されるべきものであると認識しています。

したがいまして、新たな積立制度の創設などについては、税制調査会など今後の政府の動向を見守りたいと考えております。

《市民税課》

- 3) 雇用の流動化、雇用形態の多様化など、時代の変化に対応した財形制度にするため、財形契約者であった者が転職した場合、転職先に財形制度がない場合であっても、特例自己積立制度の改善をはかることによって財形貯蓄の積立が継続できる制度にすること。
- 4) 財形年金貯蓄契約時の年齢制限および据置期間の制限を撤廃すること。
- 5) 財形教育融資の拡充、財形活用助成金制度の改善をはかること。

ご指摘の問題については、国における審議会等でも取り上げられている

ことから、国の動向を見守ってまいります。

《工業労政課》

5. 労働者共済事業の強化をはかり、加入者の生活向上に資するため、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

- 1) 生命共済、年金共済、火災共済などの共済掛金控除制度を堅持し、所得税法および地方税法上の所得控除限度額を上げること。
- 2) 損害保険料控除とは別枠で、自然災害共済の共済掛金にかかる所得控除制度を創設すること。

各種共済掛金控除制度については、所得控除など他の制度との整合性を図りながら、税制全体の中で議論されるべきものであると認識しています。

したがって、共済掛金控除制度の在り方や自然災害共済掛金控除制度の創設については、税制調査会など今後の政府の動向を見守りたいと考えております。

《市民税課》

6. 住宅ローン減税制度の延長および拡充をはかるよう、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

- 1) 控除期間を現行10年から15年にすること。控除率を現行の1%から1.5%に拡充すること。
- 2) 増改築等に関わるローン控除制度の借入期間を3年以上と大幅に緩和すること。

住宅ローン減税については、個人の計画的な持ち家取得を支援するため、平成16年3月の法律改正において平成20年度までの制度の延長措置が講じられたところです。

今後の減税措置については、その推移を見極めながら、併せて国の住宅供給政策全般を注視してまいりたいと考えております。

《市民税課》

7. 住宅生協ビルの固定資産評価額を見直していただきたい。(詳細は別紙)

まず、建物が古くなっても評価額が下落しないことについてですが、家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替え(3年ごとに評価額を見直す制度)の時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費に、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の

状況による減価等をあらわした経年減点補正率を乗じて求められます。

ただし、その価額が前年度の価額を超える場合は、通常、前年度の価額に据え置かれます。家屋の建設費は、平成5年頃からそれまで続いていた上昇傾向が沈静化、以後は建築資材価格等が下落傾向を示しています。

このようなことから、比較的建築年次の新しい家屋については、評価替えごとにその価額が下落します。

一方、建築年次の古い家屋については、過去に建築費の上昇が続く中、評価額が据え置かれたこともあって、近年の建築資材価格等の下落を加味した評価額であっても、以前から据え置かれている価額を下回るまでにはいたらず、評価額が下がらないことがあります。

次に、現地調査と評価額の見直しについてですが、既存建物の評価額の見直しや再評価のための現地調査は、通常、大規模な改修や増築および災害等により新築時と異なる場合に行っています。

貴会所有の建物についても、昭和41年に建築されていますが、昭和55年に増築されているため、同年9月22日に現地調査を行い評価額を算定しています。

今回、申し出のありました評価額の見直しについては、現状としてホテルの廃業にともない、ホテル用設備等の老朽化が見込まれる状況にあることから、固定資産評価基準に基づく損耗減点補正率の適用の可否も含め、現地調査により判断させていただきます。

《資産税課》

8. 労働者福祉の拡充に向け中小企業勤労者福祉サービスセンターについて、自立と再生をはかるため広域化を推進していただきたい。中退金、財形、福利共済、各種融資制度などに係わる諸施策を柱として、中小企業勤労者福祉サービスセンターを中心に対応できるサービスの提供をめざして取り組んでいただきたい。

中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、現在も、本市のみならず、周辺町村の企業への加入促進を呼びかけるなど、広域化を推進しているところ です。

また、勤労者の方々へよりよいサービスが提供できるよう、センターとともに検討してまいります。

《工業労政課》

9. 介護保険法施行後5年後を目途とした制度の見直しでは、市民の共同連帯に立脚した給付・加入対象の拡大、介護予防の重視、痴呆ケアの標準化などについて改革をはかっていただきたい。

公的介護保険サービスの担い手であるNPOやボランティア団体の市民・住民互助団体に対する支援・育成を強化していただきたい。

介護保険については、法律の附則で施行後5年を目途として制度の全般に関

して検討を加え、その結果に基づき必要な見直し等を行うこととされています。
現在、国の社会保障審議会介護保険部会で、給付や負担および制度運営等の各テーマごとに審議を重ねているところです。

なお、改善を要することについては、関係機関を通じ要望しています。

また、NPOやボランティア団体等による各種の市民活動については、地域社会を支える新たな力として一層その促進を図ることが必要ですが、その運営については、個々の事情に応じて行われるものと認識しております。

本市では、平成15年度に秋田市市民活動促進基本方針を策定し、市民活動が促進されるための各種施策を検討し展開しているところです。各活動に対しては、その自主性や独自性を重んじ側面的な支援を行うこととしており、こうした施策の総体的な成果が、これら組織等への支援や育成につながっていくものと考えております。

《介護保険課、企画調整課》

10. 勤労者の仕事と育児・介護の両立を支援する施策を促進していただきたい。

ご要望については、関係機関と連携しながら、各種制度の利用促進に努めてまいります。

なお、次世代育成支援法の成立により、各自治体において次世代育成支援行動計画を策定し、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、具体的な数値目標を定め達成することが義務づけられていることから、十分な支援策を講じてまいります。

《工業労政課》

11. 秋田県中央メーデーに対して「35万円」の補助金をお願いしたい。

来年度についても、引き続き補助を行う予定ですが、補助額については検討中です。

《工業労政課》

12. 秋田県労福協は毎年秋に「チャリティーゴルフ大会」を企画し、今年で17回を数えました。この大会は災害遺児援助と銘打ち、プログラムへの協賛広告などを元に、災害遺児愛護会などの福祉団体に総額140万円を寄贈しています。秋田市からもこの趣旨をご理解いただき、協賛広告や役職員への参加の呼びかけをしていただきたい。

ご要望については、可能な範囲で協力してまいります。

《工業労政課》

【問い合わせ先】

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市 企画調整部 市民相談室
広聴担当

TEL 018-866-2039

FAX 018-866-2281